

令和7年度 第7回行財政改革推進本部会議要旨

日時：令和8年1月27日（火）

午前10時35分～午前10時55分

会場：庁議室

【審議事項】

1 「使用料・手数料見直し指針」の全部改正について

本市では、合併以前から長い間、見直しが行われていなかった使用料・手数料の適正化を図るため、平成20年5月、「使用料・手数料見直し指針」（以下「見直し指針」という。）を策定した。以降、受益者負担の原則に基づき、早期の見直しを検討していくが、平成23年3月に発生した東日本大震災により中断を余儀なくされ、その後、見直し指針による使用料・手数料の改定としては、復興事業に一定の目途が付いた令和元年10月に、消費税率等の引上げと合わせて実施したところである。

前回の改定から7年が経過したが、この間、物価やエネルギー価格の高騰等を背景に、行政サービスの維持・提供に要する経費が増加傾向となっているため、使用料・手数料の見直しが必要となっている。

見直し指針の策定から15年以上経過していることから、使用料・手数料の見直しに当たり、見直し指針の改善を図るほか、文言等の整理を行う。

(1) 主な内容

見直し指針の主な改正内容については、次のとおり

ア 見直し指針の対象とする使用料・手数料の明確化

改 正	現 行
<p>次に掲げる使用料・手数料については、適用しない。</p> <p>(ア) 法令により算定方法や金額が定められている場合など、市独自の料金設定ができないもの</p> <p>例：道路占用料、住宅使用料、行政財産目的外使用料、戸籍法・建築基準法に基づく事務に係る手数料</p> <p>(イ) 公営企業における使用料・手数料</p> <p>例：下水道使用料、検査手数料</p>	<p>個々の使用料・手数料の中には、本方針に馴染まないものや法令等により、使用料・手数料の算定方法が定められているものなどがあり、本方針や減免基準によらないことが適當な場合があるので、これらについては、個々に対応するものとする。</p>

イ 指定管理者制度導入施設の取扱いの変更

改 正	現 行
<p>指定管理者制度を導入している施設（利用料金制を導入していない施設を除く。）の使用料の改定については、基本協定の締結期間中であっても、指定管理者との協議により改定後の使用料の適用が可能な場合は、使用料の改定を行う。ただし、基本協定の締結期間中に指定管理者との協議により、使用料の改定が困難な場合は、次回の基本協定締結時に行う。</p>	<p>指定管理者制度により施設管理運営を委託した施設については、指定期間中の料金改定は行わない。</p>

ウ 非来庁型行政サービスの推進

改 正	現 行
<p>本市では、市民の利便性や事務効率を高めるため、非来庁型の行政サービス（オンライン申請・コンビニ交付）を取り入れている。</p> <p>これらの行政サービスの利用を更に促進するため、当該サービスを利用する場合は、窓口において徴収する手数料よりも安価に設定することを積極的に検討する。</p>	<p>—</p>

エ 無料としている使用料・手数料の有料化の積極的な検討

改 正	現 行
<p>現在、無料としている使用料・手数料について、類似する施設やサービスが有料で行われている場合や受益者に負担を求める必要があるものについては、受益と負担の公平性の観点から見直しを積極的に検討する。</p>	<p>現在使用料を徴収していないサービスであっても、受益者負担に馴染むサービスについては、各担当課において、どの区分に該当するかを検討し、受益者負担の適正化に努めることとします。</p>

オ 文言等の整理

(2) 今後の予定

令和8年 1月 見直し指針の全部改正

2～5月 使用料・手数料の改定料金（案）の検討

6月 使用料・手数料の改定料金（案）の決定

9月 市議会第3回定例会に関係条例の改正について提案（施行予定年月日：令和9年4月1日）

11月 改定料金の周知（市報、市ホームページ、施設での掲示等）

令和9年 4月 改定料金の施行

2 使用料・手数料の見直しについて

見直し指針に基づく使用料・手数料の改定は、復興事業に一定の目途が付いた令和元年10月に、消費税率等の引上げに合わせて実施したが、それ以降、現在に至るまで行われていない。

この間、物価やエネルギー価格の高騰等を背景に、行政サービスの維持・提供に要する経費が増加傾向となっているため、受益に見合う応分の負担を基本とする使用料・手数料の現行料金は、必ずしもその原価を適切に反映したものとはいえない状況となっている。

のことから、行政サービスに要する費用に基づく適正な使用料・手数料に見直しを行い、特定のサービスを利用する受益者と税（公費）の負担の適正な均衡を図る。

(1) 主な内容

見直し指針に基づき、次のとおり見直しを進める。

ア 改定時期

令和9年4月1日から改定料金を施行することとし、見直し作業を行う。

イ 関係条例の改正

令和8年市議会第3回定例会へ関係条例の改正を提案する。

ウ 原価計算に用いる費用

使用料・手数料の原価計算に用いる費用（コスト）については、令和4年度から令和6年度までの3か年の決算額を原則とする。

エ 改定料金の端数処理

改定料金は、原則として10円単位の端数切捨てにより算出する。

(2) 今後の予定

1の(2)と同様

【報告事項】

・ 令和7年度業務改善報告の実施結果について

本市では、平成18年度から「職員提案制度」として、既存業務の見直しや改善を提案する「提案型」（以下「改善提案」という。）の取組を実施してきたが、平成21年度を最後に提案がない状況が続いていた。

このため、募集内容を職員が取り組んだ業務改善の事例を報告する「報告型」（以下「改善報告」という。）に改め、令和7年度から新制度による募集を実施した。

(1) 主な内容

令和7年度業務改善報告の実施結果については、以下のとおりである。

なお、改善報告の募集を開始した後、改善提案による応募を望む声も多数寄せられたことから、職員の改善意識醸成などの観点から、改善提案についても追加で募集することとした。

ア 応募件数

- (ア) 改善報告 7件（6人）
- (イ) 改善提案 15件（10人） 合計 22件（15人）

イ 審査方法

(ア) 第1次審査

応募内容について、全職員を対象に、職員それぞれが感じる「いいね！」を募集した。

(イ) 第2次審査

改善報告については、業務改善報告審査委員会において、第1次審査結果及び「石巻市職員の業務改善報告に関する要綱」別表に定める審査基準に基づく各委員の採点結果等を踏まえ、授賞候補を選定した。

また、改善提案については、旧制度の要綱に定めていた審査基準を参考に審査したが、授賞基準を満たす提案はなかった。

なお、各提案については、実現の可否等について関係課に対応を検討していくこととする。

ウ 結果

第1次審査及び第2次審査を踏まえ、次のとおり決定した。

- ・ 改善報告 奨励賞 2件（2人）

(2) 今後の予定

令和8年 1月 受賞者への表彰

改善提案への検討を関係課に依頼

2月 関係課からの検討結果の報告

提案者へ検討結果を通知

職員一般へ公表

以上